

山口県報

令和元年
9月20日
(金曜日)

目次

○告示
保安林指定の解除（長門市）（森林整備課）……………一

○公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（二件）（商政課）……………一
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出（二件）（商政課）……………六
公共測量の実施（監理課）……………七

○選管告示
直接請求に必要な有権者の数……………七

山口県告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和元年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
長門市深川湯本字赤ノ谷一〇二〇九の一〇・一〇二〇九の四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養



三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。）



（二一九）大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年九月二十日から令和二年一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン宇部
所在地 宇部市明神町三丁目の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男
会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	有限会社エコ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	宇部市南小羽山町二丁目二〇番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	柿原志津子

四 届出年月日

令和元年八月二十二日

五 変更年月日
平成三十一年二月十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン宇部
所在地 宇部市明神町三丁目の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 フジ・T S U T A Y A ・エン ターテイメント株式会社	変更後
--------------------------------------	--	---------

四 届出年月日
令和元年八月二十二日
五 変更年月日
平成三十一年三月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン宇部
所在地 宇部市明神町三丁目の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 	変更後 株式会社明林堂
--------------------------------------	---------	----------------

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大分県別府市山の手町一五番一五号 宮脇 範次
--	---------------------------

四 届出年月日
令和元年八月二十二日
五 変更年月日
平成三十一年三月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン宇部
所在地 宇部市明神町三丁目の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 社会福祉法人南風荘	変更後
--------------------------------------	------------------	---------

四 届出年月日
令和元年八月二十二日
五 変更年月日
平成三十一年三月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン宇部
所在地 宇部市明神町三丁目の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社山口フジカラー	多田 隈 茂		金子 潤治

四 届出年月日

令和元年八月二十二日

五 変更年月日

令和元年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所		フジパンスター株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		名古屋市瑞穂区松園町一丁目五〇
		高山 昭一

四 届出年月日

令和元年八月二十二日

五 変更年月日

令和元年七月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス東岐波店

所在地 宇部市大字東岐波二一八二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

代表者の氏名

株式会社九州リースサー 福岡市博多区博多駅前四丁目三番一八号 磯山 誠二

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
ダイレックス株式会社	貞方 宏司	多田 高志

四 届出年月日

令和元年九月四日

五 変更年月日

令和元年五月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス東岐波店

所在地 宇部市大字東岐波二一八二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

代表者の氏名

株式会社九州リースサー 福岡市博多区博多駅前四丁目三番一八号 磯山 誠二

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前	変更後
	古賀 恭介	磯山 誠二

四 届出年月日

令和元年九月四日

五 変更年月日

令和元年六月二十七日

(一〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年九月二十日から令和二年一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ミスターマックス柳井ショッピングセンター

所在地 柳井市駅南一番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社ミスターマックス 福岡市東区松田一丁目五番七号

平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の名称	株式会社ミスターマックス	株式会社ミスターマックス・ホールディングス

四 届出年月日

令和元年八月二十六日

五 変更年月日

平成二十九年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ミスターマックス柳井ショッピングセンター

所在地 柳井市駅南一番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社ミスターマックス 福岡市東区松田一丁目五番七号

平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ミコー食品	

四 届出年月日

令和元年八月二十六日

五 変更年月日

平成三十年二月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ミスターマックス柳井ショッピングセンター

所在地 柳井市駅南一番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社ミスターマックス 福岡市東区松田一丁目五番七号

平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社大創産業	株式会社大創産業
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	矢野 博丈	矢野 靖二

四 届出年月日

令和元年八月二十六日

五 変更年月日

平成三十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ミスターマックス柳井ショッピングセンター

所在地 柳井市駅南一番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

三 株式会社ミスターマックス・ホールディングス 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社はるやま商事	変更前	変更後
---------------------------	------------	-----	-----

四 届出年月日
 令和元年八月二十六日
 五 変更年月日
 平成三十年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ミスターマックス柳井ショッピングセンター
 所在地 柳井市駅南一番一―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社ミスターマックス 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社ANGEL	変更前	変更後
---------------------------	-----------	-----	-----

四 届出年月日
 令和元年八月二十六日
 五 変更年月日
 平成三十年十一月十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ミスターマックス柳井ショッピングセンター
 所在地 柳井市駅南一番一―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ミスターマックス・ホールディングス 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社マックスハウス	白土 孝	北原 久巳
---------------------------	-------------	------	-------

四 届出年月日
 令和元年八月二十六日
 五 変更年月日
 平成三十一年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ミスターマックス柳井ショッピングセンター
 所在地 柳井市駅南一番一―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社ミスターマックス 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	ハイパーモールドメルクス柳井	変更前	変更後
------------	----------------	-----	-----

四 届出年月日
 令和元年八月二十六日
 五 変更年月日
 令和元年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ミスターマックス柳井ショッピングセンター
所在地 柳井市駅南一番一―号
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社ミスターマックス
ス・ホールディングス 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	―	生活協同組合コープやまぐち
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	―	山口市小郡上郷九〇一の二二
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	―	岡崎 悟

四 届出年月日
令和元年八月二十六日
五 変更年月日
令和元年八月二十日

(一―二―) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和元年九月二十日から令和二年一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年九月二十日
山口県知事 村岡 嗣 政
一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ミスターマックス柳井ショッピングセンター
所在地 柳井市駅南一番一―号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社ミスターマックス
ス・ホールディングス 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
三 変更に係る事項の概要
駐輪場の位置、荷さばき施設的位置及び廃棄物等の保管施設的位置

四 届出年月日
令和元年八月二十六日
五 変更年月日
令和元年九月二十七日

(一―二―) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和元年九月二十日から令和二年一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年九月二十日
山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン光店
所在地 光市浅江一七五六の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 井出 武美
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	九一―台	五〇〇台

四 届出年月日
令和元年八月三十日
五 変更年月日
令和二年五月一日

(一三三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(出来形確認測量)
- 二 作業の地域
周南市大字久米
- 三 作業の期間
令和元年九月四日から令和二年三月三十一日まで



山口県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

令和元年九月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
---------	------	----------

県条例の制定又は改廃の請求	県の事務の執行に関する監査の請求	県議会の解散の請求	県議会の議員の解職の請求	知事の解職の請求	副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求	県の教育委員会の教員又は委員の解職の請求
地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第七十五条第一項	地方自治法第七十六条第一項	地方自治法第八十条第一項	地方自治法第八十一条第一項	地方自治法第八十六条第一項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項
二二、二五	二四、三四〇	一四、一八、二四、二八、三二、三六、四〇、四四、四八、五二、五六、六〇、六四、六八、七二、七六、八〇、八四、八八、九二、九六、一〇〇、一〇四、一〇八、一一二、一一六、一二〇、一二四、一二八、一三二、一三六、一四〇、一四四、一四八、一五二、一五六、一六〇、一六四、一六八、一七二、一七六、一八〇、一八四、一八八、一九二、一九六、二〇〇、二〇四、二〇八、二一二、二一六、二二〇、二二四、二二八、二三二、二三六、二四〇、二四四、二四八、二五二、二五六、二六〇、二六四、二六八、二七二、二七六、二八〇、二八四、二八八、二九二、二九六、三〇〇、三〇四、三〇八、三一二、三一六、三二〇、三二四、三二八、三三二、三三六、三四〇、三四四、三四八、三五二、三五六、三六〇、三六四、三六八、三七二、三七六、三八〇、三八四、三八八、三九二、三九六、四〇〇、四〇四、四〇八、四一二、四一六、四二〇、四二四、四二八、四三二、四三六、四四〇、四四四、四四八、四五二、四五六、四六〇、四六四、四六八、四七二、四七六、四八〇、四八四、四八八、四九二、四九六、五〇〇、五〇四、五〇八、五一二、五一六、五二〇、五二四、五二八、五三二、五三六、五四〇、五四四、五四八、五五二、五五六、五六〇、五六四、五六八、五七二、五七六、五八〇、五八四、五八八、五九二、五九六、六〇〇、六〇四、六〇八、六一二、六一六、六二〇、六二四、六二八、六三二、六三六、六四〇、六四四、六四八、六五二、六五六、六六〇、六六四、六六八、六七二、六七六、六八〇、六八四、六八八、六九二、六九六、七〇〇、七〇四、七〇八、七一二、七一六、七二〇、七二四、七二八、七三二、七三六、七四〇、七四四、七四八、七五二、七五六、七六〇、七六四、七六八、七七二、七七六、七八〇、七八四、七八八、八九二、八九六、九〇〇、九〇四、九〇八、九一二、九一六、九二〇、九二四、九二八、九三二、九三六、九四〇、九四四、九四八、九五二、九五六、九六〇、九六四、九六八、九七二、九七六、九八〇、九八四、九八八、九九二、九九六、一〇〇〇	二四、三四〇	二四、三四〇	二四、三四〇	二四、三四〇

令和元年九月二十日
発行

発行人
所

山口県知事
庁